

保健省告示 第 367 号 (2014 年)  
「容器に詰められた食品のラベル表示について」  
(ジェトロ仮訳)

2014 年 12 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品調査課

バンコク事務所

本仮訳は、保健省が2014年5月8日に発表した「容器に詰められた食品のラベル表示について」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、必ず原文もご確認ください。

[第367号「容器に詰められた食品のラベル表示について」](#)

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

保健省告示 第 367 号 (2014 年)  
「容器に詰められた食品のラベル表示について」

ラベルに関する保健省告示を補足改定するのを適切とみなし、タイ王国憲法の第 29 条、第 33 条、第 41 条、第 43 条および第 45 条が法律上の条項に基づいて保証する個人の自由と権利の制限に関する条項を一部含む法である 1979 年食品法の第 5 条および第 6 条 (10) の記載に従い、保健省大臣は次の通り告示を出すものとする。

第1項 取り消し

- (1) 2000 年 9 月 19 日付けの保健省告示第 194 号(2000 年)「ラベル表示について」
- (2) 2002 年 5 月 30 日付けの保健省告示第 252 号(2002 年)「ラベル表示について第 2 号」
- (3) 2012 年 4 月 17 日付けの保健省告示第 343 号(2012 年)「ラベル表示について第 3 号」

第2項 当告示において、

「容器に詰められた食品」とは、販売用に容器に詰められた食品を意味する。

「賞味期限」とは、その食品の保管条件に基づき保管した場合に、その食品の品質を維持できる期限のことで、同日以降はその食品を販売することができない。

「～に前に消費すべき」とは、記載されている保管条件で保管した場合に、その食品の良い品質状態を維持できる期限のことで、同日以降はその食品を販売することができない。

「個装」とは、既存の食品容器に詰められた食品を小さな食品容器に詰め替えることであり、食品を調理したり、混ぜ合わせたり、調味することは含まない。

「アレルギーを引き起こす物質」とは、一般に人が摂取しても危険なことはないが、ある一部のその物質にアレルギー反応を起こすために体内に摂取した後、異常反応を起こし、危険な状態になる恐れがある物質のことである。また、これには過剰反応を引き起こす物質も含まれる。

第3項 容器に詰められた食品にはラベル表示をしなければならない。しかし、以下の食品は除く。

- (1) 製造者が消費者に直接食品に関する情報を提供することができる食品。例えば、市場や屋台の食品。
- (2) 加工されていない生鮮食品やサイズを小さくするために皮をむいたり、解体したり、切ったりして加工した、冷蔵されているか冷蔵されていないは問わないが中身が見える容器に詰められている生鮮食品。ただし、保健省告示「す

ぐに販売できる容器に詰められた加工食品の製造方法、製造用器具および食品保存方法について」に基づくすぐに販売できる容器に詰められた加工食品は除く。

- (3) レストランやホテル、学校、教育機関、病院、その他同様の各種機関向けに製造および販売される容器に詰められた食品。

なお、(1)、(2)、(3)に基づく食品で食品登録番号を取得した食品は、当告示に従わなければならない。容器に詰められた食品は、各食品別の保健省告示で規定されているラベル表示に従うほか、当告示に従わなければならない。

第4項 販売向けおよび販売向けに輸入された容器に詰められた食品のラベル表示はタイ語で表示し、少なくとも以下の項目を表示しなければならないが、食品医薬品局から記載しなくてよいと指示があった場合は除く。

- (1) 食品名  
(2) 食品登録番号  
(3) 製造業者または包装業者、輸入業者、本社の名前および住所を場合によって以下のように表示する。

(3.1) 国内で製造された食品は製造業者または包装業者の名前および住所あるいは、製造業者または包装業者の名前と本社の住所を表示し、以下の項目も併記すること。

(3.1.1) 製造業者の場合、「製造業者」または「製造～」と表示すること。

(3.1.2) 包装業者の場合、「包装業者」または「包装～」と表示すること。

(3.1.3) 製造業者または包装業者で本社名を表示する場合、「本社～」と表示すること。

(3.2) 海外から輸入された食品の場合、輸入業者の名前および住所を「輸入業者」または「輸入～」と記載して表示すること。

- (4) 食品の重量をメトリック法で表示すること。  
(4.1) 食品が固体の場合、正味の重量を表示すること  
(4.2) 食品が液体の場合、正味の容量を表示すること  
(4.3) 半固体半液体またはその他の形状の食品の場合、正味の重量または容量を表示すること。なお、保健省告示に基づき、液体内の食品の量が規定されている場合、その食品の容量を表示すること。
- (5) 全体の重量に対する主要成分のパーセンテージを表示すること。ただし、以下の場合を除く。  
(5.1) ラベルを表示する食品パッケージの面積が 35 平方センチメートルより小さい食品。しかし、この食品については、外装の上に主要成分を表示しなければならない。

- (5.2) 調味料や香料を除く原材料が一種類のみの食品。または、
- (5.3) 乾燥食品または粉末食品あるいは、薄めるまたは溶かして消費する濃縮された食品については、全体のおよその重量に対する主要成分のパーセンテージを表示するまたは、ラベルに表示に基づき薄めるまたは溶かした状態での全体のおよその重量に対する主要成分のパーセンテージ、あるいは両方を表示しなければならない。
- (6) 食品の原材料として使用されている場合、「食品アレルギーがある人への情報：～が含まれています。」という情報を表示し、生産工程の段階でその食品が混入した恐れがある場合は、「食品アレルギーがある人への情報：～が混入している可能性があります。」という項目を場合に依りて表示すること。（～部分にはアレルギーを引き起こす物質または、過剰反応を引き起こす物質の分類または種類を表示すること。）文字の大きさについては、第14項(3)に基づき表示すること。また、文字の色は背景の色と性質の異なった色を使用し、主原材料の項目より大きな文字で主原材料の下に表示すること。
- 本項におけるアレルギーを引き起こす物質および過剰反応を引き起こす物質とは、以下の通りである。
- (6.1) 小麦やライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦またはこれらの品種を掛け合わせた穀物、あるいはグルテンを原材料とした穀物製品
- (6.2) カニ、エビ、ザリガニ、ロブスターなどの水産製品および甲殻類
- (6.3) 卵および卵製品
- (6.4) 魚および魚製品
- (6.5) 落花生、大豆および落花生製品、大豆製品
- (6.6) 牛乳および乳糖を含む乳製品
- (6.7) ナッツ類およびその製品。例えば、アーモンド、くるみ、ピーカン等
- (6.8) 10mg/kg以上含まれる硫化物。(6)にはアレルギーを引き起こす物質を主原料とする食品や過剰反応を引き起こす可能性がある物質を主原料とする食品を含まない。また、アレルギーを引き起こす物質が食品名に明確に表示されていたり、過剰反応を引き起こす可能性がある物質が明確に表示されている食品は含まない。例えば、生鮮牛乳、炒った落花生等。
- (7) 食品添加物の機能、一般名称を表示、または、食品添加物の名前を表示し、食品添加物の国際番号システム(International Numbering System:INS for Food Additives)に基づく番号を併記すること。製造された食品の原材料の一部として食品添加物の使用目的に基づく量の食品添加物が使用されている場合は食品原材料として取り扱い、以下のように表示すること。
- (7.1) 「天然着色料」または「合成着色料」という言葉に続き、一般名称または

食品添加物の国際番号システム(International Numbering System:INS for Food Additives)に基づく番号を表示すること。

(7.2) 食品調味料や砂糖の代用となる甘味料の場合、食品添加物の特定名称に基づく機能を表示すること。

(8) 「天然香料」という項目や「天然に似せた香料」、「合成香料」、「天然調味料」、「天然に似せた調味料」という言葉で表示する。

(9) 保存期間が 90 日以内の食品については、保存が可能な年月日を、90 日を越えて保存が可能な食品は、保存が可能な年月日または年月を「消費期限」という言葉に続けて表示すること。このほか、各食品の保健省告示に基づき、「製造」または「賞味期限」という言葉で食品の保存期間を表示する必要がある。月または年月日の表示については、日月年または月年の順で表示すること。なお、月の表示については、数字での表示および言葉での表示のいずれでもよい。

(10) 注意書き(あれば)

(11) 保存に関する提案(あれば)

(12) 調理方法(あれば)

(13) 乳幼児や特定の人が消費する場合の使用法および注意書き

(14) 各食品の保健省告示添付資料で規定されている注意書き

(15) 各食品の保健省告示で表示しなければならないと規定されている注意書き。  
消費者や包装業者、調理業者、食品販売者に直接販売される食品ではない場合、第 4 項(1)、(2)、(3)、(4)、(5)および(9)の項目を表示しなければならない。表示内容は英語で表示してもよいが、その場合第 4 項に基づく表示項目の詳細を毎回販売時に、読みやすく明確にマニュアルや文書にして販売しなければならない。

第5項 輸出向けに製造された食品のラベル表示については、いずれの言語で表示してもよいが、少なくとも以下の項目が表示されていなければならない。

(1) 製造国

(2) 食品登録番号または食品製造場所登録番号あるいは生産場所の名前および住所のいずれかを表示する。

第6項 以下の食品のラベル表示については、食品医薬品局の審査を受け、認可を得てから使用しなければならない。

(1) 特定管理食品

(2) その他大臣が指定する食品

第7項 食品登録番号の表示については、食品医薬品局の規定に従うものとする。

第8項 食品のラベルは食品の容器または食品容器が入った箱やパッケージに貼り付けるまたは着けるあるいは見せるなどして表示しなければならない。

第9項 食品のラベル表示は食品と写真や図、食品に似せて作られた模型、商標、他の製品を紹介する商標などの表示項目の間において、直接的にも間接的にも誤解が生じるものであってはならない。

第10項 いずれの言語で表示している写真や図、食品に似せて作られた模型、ブランド、商標などにしても、その表示項目は以下のものでなければならない。

- (1) 表示内容が消費者に適切ではないことを信じ込ませるような嘘や騙すようなものであったり誤解を生じさせるものであってはならない。
- (2) 消費者に誤解を生じさせるような、事実とは異なる食品名、原材料、原材料の配合パーセンテージ、容量、効能を表示してならない。
- (3) 表示内容の食品名、写真、図、食品に似せて作られた模型、ロゴや商標が、実際にはその食材が使われたり、効能を発揮するほどの量が混ぜられていたりしないのに、その食品に混ぜられているように信じ込ませてしまうようなものであってはならない。
- (4) 事実とは異なるまたは大げさな効用、品質、効能を表現する消費者の声や写真を表示し、消費者に適切ではないことを信じ込ませるようなことをしてはならない。
- (5) タイの美しい文化や道徳に反したり、タイ語の価値を破壊するようなことを表示してはならない。
- (6) 社会や文化、道徳、風習を直接的にまたは間接的に対立を生じさせたり、差別したり、マイナスな結果を生み出すようなことを奨励するようなものであってはならない。また性行為、悪い言葉遣いや暴力を奨励させるようなものであってはならない。

第11項 食品内の物質や成分に関する表示内容があるラベルは以下のように表示しなければならない。

- (1) 保健省告示で禁止されている食品や自然の状態でその物質含まれていない食品、製造工程でその物質が発生しない食品に使用してはならない。
- (2) 保健省告示に基づく食品への使用が禁止されている物質ではないこと。
- (3) その製品に対して誤解を生じさせないこと。

第12項 商標を表示しているラベルには「～ブランド」、または「商標～」、「登録済みの商標」といった項目と商標名を、ラベルの面積に相応しい文字の大きさで、明確に読みやすく併記し、第10項に基づいて表示すること。

第13項 第4項(1)に基づく食品名の表示は第10項に基づき表示し、名前を以下から一つ選で表示すること。

- (1) その食品特有の名前、一般名称または呼称
- (2) 食品の分類または種類を表す名前
- (3) 販売名。ただし、販売名を表示する場合、その食品の分類または種類を表す

項目を食品名と併記すること。この場合、販売名と同じ行に併記してもよいが、販売名の文字と大きさが異なっても良いが、明確に読むことができるように表示すること。

また、その食品の形態や原産地などから消費者に誤解する可能性がある食品名を使用する場合、パッキング時や製造工程の中で使用する物質あるいは、食品の形状、植物や動物の一部、食品の原産地などを食品名と併記して表示しなければならない。

第14項 ラベルの表示項目はラベルの面積に相応しい文字の大きさを明確に読みやすく表示し、以下に基づいて表示すること。

- (1) 第4項(1)に基づく項目の表示は文字の高さが**2mm**以上でなければならない。明確な文字でラベルの面積に相応しい文字の大きさを、ラベルの重要な場所に表示し、表示項目を横並びにそろえること。ただし、ラベルの面積が**35**平方センチメートル未満のラベルについては、表示する文字の高さは**1mm**以上でなければならない。
- (2) 第4項(2)に基づく項目の表示は、食品医薬品局規則で規定された文字の大きさに従うこと。
- (3) 第4項(3)、(4)、(5)、(6)および(9)に基づく項目の表示は、場合に応じて以下に応じた文字の高さで表示しなければならない。
  - (3.1) ラベルを表示する食品パッケージの面積が**100**平方センチメートル以下の場合、**1mm**以上の高さの文字で表示すること。ただし、ラベルを表示する食品パッケージの面積が**35**平方センチメートル以下の場合、主原材料の表示は、外装箱の上に表示してもよい。
  - (3.2) ラベルを表示する食品パッケージの面積が**100**平方センチメートルを超え**250**平方センチメートル未満の場合、**1.5mm**以上の高さの文字で表示すること。
  - (3.3) ラベルを表示する食品パッケージの面積が**250**平方センチメートルを超える場合、**2mm**以上の高さの文字で表示すること。
- (4) 第4項(1)、(6)および(9)に基づく項目の表示は明確に見える位置に表示すること。また、第4項(9)に基づく項目の表示は、ラベルの下の部分またはその他の場所でもよいが、消費期限年月日または消費期限年月をどこで確認することができるという項目を明確に表示すること。また、製造年月日または製造年月、賞味期限年月日、賞味期限年月、～前までに消費することという項目を併記してもよい。

第15項 ラベルの背景の色および項目の文字の色は明確に読むことができるように性質が異なる色をしようすること。ただし、以下の項目は文字の大きさ、色、表示する位置、デザインを場合に応じて以下に従うこと。



(1) 食品登録番号は食品医薬品局規則に基づき表示すること。

(2) 第4項(14)および(15)の項目の表示

第16項 既存の食品製造業者または食品輸入業者で当告示が施行される前に使用していたラベルは当告示が施行されてから2年以内は使用を可能とする。

第17項 当告示は官報による公示日から180日の期限を超過した後に施行される。

2014年5月8日告示  
プラディップ・シントワナロン  
保健省大臣

保健省告示第(367号)2014年別添  
「容器に詰められた食品のラベル表示について」  
第4項(14)の表示項目に関する補足説明

食品の種類	注意書き/その他
1. カフェインを含む飲料	「心臓の脈拍数が増えたり、眠れなくなったりするので1日2本以上飲まないこと。また、子供や妊婦は飲むべきではない。病気を患っている場合、医師の相談を受けてから飲むこと。」という項目を、 <b>2mm</b> 以上の赤い下線を引いた赤い文字で、白い背景の四角の囲いの中に表示すること。なお、外枠の線の色はパッケージの背景色と性質の異なる色を使用すること。
2. 氷構造を安定させるための食品添加物を使用したアイスクリーム	「氷構造（化）タンパク質 HPLC12 種を使用」または「Ice Structuring Protein Type III HPLC12 を使用」という項目を表示し、消費者が同食品添加物について知りたい際に連絡できるように、電話番号またはウェブサイト等の連絡先を表示すること。